

東近江市農業委員会告示第 3 号

次の農地は農地法（昭和 27 年法律第 229 号。以下「法」という。）第 33 条第 1 項に該当する農地であるため、同条第 2 項において準用する法第 32 条第 3 項の規定に基づき告示する。

令和 7 年 10 月 24 日

東近江市農業委員会会長 澤田 喜一郎

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積	農地に関する 権利の種類	該当条項等	農地の所有者等の 情報
東近江市外 町字若松 1439 番 1	畑	99 m ²	所有権	法第 33 条 第 1 項	(亡) 山田 千恵子
東近江市外 町字若松 1439 番 2	畑	32 m ²	所有権	法第 33 条 第 1 項	(亡) 山田 千恵子
東近江市外 町字若松 1439 番 3	畑	86 m ²	所有権	法第 33 条 第 1 項	(亡) 山田 千恵子

2 この告示は、法第 33 条第 1 項に該当する農地について、当該農地に係る同条第 2 項において読み替えて準用する法第 32 条第 3 項の規定による探索を行った結果、農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者（以下「所有者等」という。）を確知できないことから行うものである。

3 第 1 項の農地の所有者等は、この告示の日から起算して 2 月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権原を証する書類を添えて農業委員会に提出してください。

- (1) 申出を行う者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 当該農地の所在、地番、地目及び面積

4 この告示があった日から起算して 2 月以内に所有者等から申出がなかった場合には、法第 41 条の規定に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該農地について都道府県知事の裁定により利用権の設定が行われることがある。